

## 令和8年度 福祉医療関係研修・講座受講料助成事業実施要領

### 1 目的

福祉医療関係の資格取得者を養成することで、福祉医療分野への就業機会を創出することを目的とする。

### 2 事業の概要

- (1) 所定の基準に基づき認定された機関が実施する福祉・医療分野の研修及び講座を受講し、修了した者を対象に助成。修了した者に対して、その受講料を一部助成する。
- (2) 対象の福祉医療研修及び講座

研修・講座名			
①	介護職員初任者研修	⑤	ケアマネージャー受験対策講座
②	介護福祉士実務者研修	⑥	介護支援専門員実務研修
③	医療事務講座	⑦	介護支援専門員更新研修
④	メディカルドクターズクラーク講座		

### (3) 助成対象者

水俣・芦北地域に在住または通勤している方 ※求職者を優先する。

### (4) 助成金額

受講料の半額 (1円未満の端数は切り捨て)

### 3 助成金申込み手続きの概要

#### (1) 申込み方法

協議会ホームページから助成申込書を取得し、協議会宛に提出。

提出方法：Google フォーム、郵送、FAX、電子メール等のいずれか

#### (2) 申込み期限

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※原則、令和9年3月31日までに受講が修了する研修及び講座を助成対象とする。

※また、期限内であっても予算がなくなり次第終了する場合も有り。

### 4 修了の報告

受講者は、講習の受講が修了した日から一カ月以内に修了証の写し、受講料の領収書の写し、口座振込申出書を協議会へ提出するものとする。

### 5 助成金の支払い

協議会は、必要書類に不備がないことを確認したうえで、受講者に助成金を支払うものとする。

6 助成の取消等

受講者が申込内容に反すると認められる場合には、助成を取り消し、既に支払った助成金の全部又は一部を返還させることができる。

7 雑則

この要領に定めるもののほか必要な事項については、別に定める。